

忠 秘 第 257-2 号
令 和 5 年 1 月 18 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
大 阪 南 地 域 協 議 会
議 長 森 義 仁 様
泉 州 地 区 協 議 会
議 長 田 中 政 和 様

忠岡町長 杉 原 健 士
(公 印 省 略)

2023(令和5)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本町行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2022年10月17日付け文書にて依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。ご査収の程よろしくお願いいたします。

2023（令和5）年度 大阪府 政策・制度予算要請（案）

〔(★) 重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

コロナ禍により労働環境が変化した方や、働く意欲がありながら就職に結びつかない方に対し、地域の様々な機関と連携して、資格取得支援や職業訓練等の情報提供に努めてまいります。

また、地域就労支援センターには、就労支援コーディネーターを常駐させ、中高年齢者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中途採用や病後復帰の方々の相談に懇切に対応するとともに、ハローワークの求人誌や雇用案内フリーペーパー等の適宜提供と大阪府内各種講習会の案内等を庁内エレベーター近くに配置し、情報の提供に努めております。

<継続>

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で制定されたハートフル条例に基づき、法定雇用率の達成に向け、大阪府や関係機関と連携し、就労相談や必要な情報の提供に努めてまいります。

また、本町では、町内在住者を新規に正規雇用した場合に補助金を交付する「在住者正規雇用事業者支援補助」を設けており、障害者を雇用したときは、補助額が増額されるものとなっています。引き続き雇用促進及び雇用機会の増大を図ってまいります。

<補強>

(2)男女共同参画社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市(町村)庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、大阪市(町村)民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

国の女性活躍推進法をはじめ、おおさか男女共同参画プランを取り入れ、とりわけジェンダー平等を柱に、関係課と連携しながら第二次男女共同参画計画に基づき施策推進を図っているところです。

あわせて、定期的に発行する男女共同参画チラシや広報誌等を通じて、同プランについて広く住民に周知を図っているところであり、引き続き、男女共同参画社会実現に向けた理解に努めてまいります。

<新規>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市(町村)の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

ジェンダー平等の視点を持ちつつも、女性活躍・両立支援について、積極的に啓発に取り組むとともに、性固有の固定概念についての気づきについても、取り組んでまいります。

<継続>

(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

「パワーハラスメント対策」の周知につきましては、広報誌及びホームページをはじめ、商工会等の各関係機関とも連携し、広く周知してまいります。

また、毎月第3木曜日に労働相談を実施したり、商工会では窓口へ社会保険労務士等の専門家を派遣することも可能となっておりますので、必要に応じて適切に対応してまいります。

<補強>

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら仕事を続けられることは、非常に重要であります。同時に、治療と仕事の両立支援について、家族や共に働く上司や同僚と相互理解のもと考えを共有することも、非常に重要であると認識しています。これら考えのもと、必要な支援や配慮についてのサポート体制やセミナー等について、今後も引き続き調査・検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例が未制定の府内市町村は、条例制定に向けた審議会や振興会議などの設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。

また、市（町村）の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

中小企業振興基本条例の策定においては、本町の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策、及びその実施について、商工会、中小・小規模事業者等と共同できる環境整備を検討してまいりたいと考えております。

<継続>

② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する

「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

大阪府及び府内市町村と共通認識を醸成してまいりたいと考えております。

<継続>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市（町村）の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

「ものづくり日本」を支える青年技術者の技能レベルを高めることは、地域経済の振興・発展に不可欠な要素であり、本町経済の活性化に寄与することが期待できる技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に関し、周知に努めてまいりたいと考えております。

また、本町在住・在勤の方が国家資格、技能検定、資格と同等と考えられる技能を習得した場合に経費の一部に対して補助金を交付する「忠岡町レベルアップ補助事業」についても周知してまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

新型コロナウイルス感染症の感染や自然災害等が発生した場合に、事業を継続するための手順をまとめておくことは重要であり、業務中断に伴う顧客の他社流出やマーケットシェアの低下等から事業者を守る重要な計画と認識しております。

また、本町では、令和3年度に一定の要件のもと「BCP」を策定した町内の事業者に対し、BCP策定費用、テレワーク機器購入費、防災・防疫用品購入費等を指定し、その費用の一部を補助する事業を実施いたしました。

引き続き、事業継続計画の普及について広報誌やホームページ等により啓発してまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣及び附帯作業の要請等の下請法違反事例や、下請けガイドライン等に則した公平公正な取引について、広報誌及びホームページを通じて周知に努めるとともに、必要に応じて労働基準監督署と連携し適切に対応してまいります。

< 継続 >

(3) 公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

総合評価入札制度は、従来の価格競争だけでなく、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、品質確保の促進を図るためにも有効な制度ではありますが、本町のような小規模な自治体においては、発注件数等も少ないことから総合評価入札制度の導入は難しい状況であります。また、公契約条例については、地理的条件に係る運用基準である、「忠岡町建設工事等請負業者指名基準第12条第1項第7号に係る運用基準」等を定め、町内業者の受注機会確保に努めているところではありますが、事業者には雇用される労働者の良好な労働条件等の確保のため、引き続き、先進で取り組んでいる団体や府内市町村の状況等を調査・研究してまいります。

< 新規 >

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

中核的労働基準順守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性につきましても、商工会と連携して周知を図ってまいりたいと考えております。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

地域包括ケアシステムの構築に向け、忠岡町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、医療・介護の専門職や、地域の関係者とネットワークを構築し、総合的な相談対応や自立に向けた各種支援を推進いたします。また、地域包括ケアの整備推進にあたっては、地域包括支援センター運営協議会において、多方面の方からご意見等をいただき、整備推進に反映するよう努めております。

今後、少子超高齢化が進む中、地域課題等も複雑・多様化しておりますので、大阪府や関係機関と連携しながら、地域包括ケアの推進に取り組んでまいります。

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

生活困窮者自立支援制度は、様々な理由により生活に困窮している方に対し、生活保護によらない方法で、生活を立て直すための支援を行う制度であると理解しております。本町では、生活全般の困りごとについての相談があれば大阪府が大阪府社会福祉協議会に委託している「はひと・ほっと相談室岸和田」に繋げる等の連携を図っている状況です。引き続き同相談室と連携を図ってまいります。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市（町村）民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市（町村）民により広く周知すること。

本町では、平成 26 年度に「忠岡町健幸づくり（第 2 次健康増進計画）・食育推進計画」を策定いたしました。これに基づき、平成 27 年度には計画の実行に向けた実施計画を策定したところです。健幸づくり計画では、基本目標を「一人ひとりの健康寿命の延伸」として、関係団体、関係機関、関係部署との連携のもとに健康づくり・食育推進事業を推進していくこととしております。健康寿命の延伸に向けては、若い世代からの健康づくりが重要であると考え、働く世代の方々や子育て中の母親が健康診査を受診しやすい環境を整備するとともに、商工会や労働者団体との連携のもとに、働く世代のための健康的な食習慣や生活習慣の構築に向けた啓発を行い、生活習慣病予防のための事業に取り組んでおります。

平成 29 年度からは、糖尿病性腎症重症化予防事業を開始し、平成 30 年度・令和元年度は、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等と協働で「健幸まつり」を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和 2 年度は、健康啓発ブースのみ実施し、令和 3 年度は、やむなく全て中止いたしました。今年度は、2 年ぶりとなりましたが、健幸啓発ブースを 3 日間設置し、脳年齢と血管年齢の測定を行い、自身の健幸について振り返っていただく機会をつくり、あわせて個別に健診・検診の受診勧奨を行いました。また、あわせて、大阪府看護協会との共催で、医師による「新型タバコと新型コロナについて」の講演を実施しました。令和元年 10 月からは健康に関するイベント等の情報入手並びに参加ができる大阪府のアスマイル事業が本格実施され、それらを通じて健康づくりや検診の大切さを PR しております。

また、特定健診やがん検診につきましても、受診しやすい環境を整えるとともに、受診率の向上を図るため、全国健康保険協会と合同実施することや、忠岡町 LINE 公式アカウントを利用し、健診・検診の空き情報等について発信しているところでもあります。

10 歳代の方はがん検診の受診はできませんが、特に子育て期である 30 歳代の方を対象とした健康診査の受診の更なる促進・啓発並びに健康寿命の延伸に向けて、今後も引き続き、きめ細やかな対応を行ってまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024 年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

本町におきましては、公立病院はございませんが、医師の働き方改革として、地域の各医療機関における時間外労働上限規制等の労働環境の整備、人材確保等は間接的に住民の通院等に影響があると考えておりますので、地区医師会等を通じ状況確認を行い、必要があれば改善を求めてまいります。

また、今後、潜在医療従事者が大規模災害時や新型コロナウイルス等の感染症が蔓延した際、希望があれば復職できる仕組みについて、地区医師会との会議等の中で確認を行い、必要があれば要請してまいります。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

大阪府では、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とする「大阪府医師確保計画」を令和2年3月31日に策定されました。計画内容は、医師の偏在是正等の実情を踏まえた医師確保の方針や施策等を定め、医師確保を「地域医療構想」及び「医師の働き方改革」と三位一体で推進することを目的とするものです。また、地域間格差の解消や産科及び小児科の医師確保についても、あわせて定めております。その中で市町村の役割の確認等を行い、必要となるものにつきましては取り組んでいきたいと考えているところです。

また、高度医療機器共同利用につきましては、地域医療機関の先生方において既に実施されているものと認識しておりますが、地区医師会との会議等の中で確認を行い、必要があれば要請してまいります。

訪問医療を実施している医療機関に対する助成につきましては、既に、大阪府において在宅医療体制強化事業において助成が行われていると認識しているところであります。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対

する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

介護人材の確保に当たっては、事業者の意識改革や自主的取組を推進することが重要であるとともに、人材の新規参入の促進と定着を図る取り組みが必要であり、他の産業に比べて離職率が高いことや平均賃金が低いこと等の課題を踏まえ、介護業界のイメージアップや学童期からの介護についての教育、介護職員の専門性に対する社会的認知度のアップ等社会的評価の向上の推進、多様な人材が就労できるような裾野を広げる取り組み等の参入の促進、研修の受講支援や法人の枠を超えた人事交流の推進等のステップアップを促すキャリアパスの確立、介護職員の負担軽減のための介護ロボットの開発促進・福祉用具の活用やICTを活用した情報連携の推進・業務の効率化等の職場環境の整備・改善及び処遇改善の視点から、事業者等とも連携して、国・都道府県・市町村が役割分担しつつ、それぞれが積極的に取り組むべきものであると認識しています。本町においては、居宅系サービスや通所介護事業所が中心となっている福祉事業者連絡会という任意団体が存在し、その連絡会を開催するにあたり、町としても協力し、研修会の支援等を行っているところです。

<補強>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備と、子どもの心の発展をめざす目的で、地域包括支援センターを拠点として、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策への支援を行うこと。

本町では平成18年度に地域包括支援センターを1箇所設置のうえ直営にて運営し、地域における高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや機関、または福祉制度の利用につなげる等の支援を行うとともに、本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように支援していくため、医療機関をはじめ、介護事業所等関係機関との協力体制づくりを行い、高齢者の生活を支える総合相談機関としてその整備に努めております。

こうした地域包括支援センターの機能については、介護保険サービスの情報と併せ、本町で作成しておりますホームページやパンフレット等を使用し、周知しております。

また、本町では、高齢者の生きがいと健康づくり事業を社会福祉協議会に委託し、小学生との世代間交流等の事業を実施しておりますが、今後とも、生きがいを持って生活できる環境づくりに努めてまいります。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

待機児童の解消につきましては、町域が狭隘であることから、現在の民間こども園2園と、公立幼稚園・保育所の合計4園にて年度当初においては十分な確保ができておりますが、年度途中ではここ数年待機児童が出ている状況であります。そこで、令和3年10月に民間の小規模保育事業者に認可を出し対応、また、令和5年度には公立幼稚園及び保育所を統合し公立認定こども園を開園することから、現状においてはこれ以上の小規模保育の充実については必要がないものと認識しているところであります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

保育士・幼稚園教諭の正規職員雇用については既に取り組み、今後も継続的な体制確保に努めてまいります。

また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、平成30年度より実施しており、引き続き勤続年数に応じた加算を時給額に反映してまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

延長保育については以前から実施し、病児保育については民間園において実施していただいております。一定の財政支援について今後も継続してまいります。

< 継続 >

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

現状においては、町内の企業での企業主導型保育施設はありませんが、今後、企業からの要望があれば、できる限り協力させていただきたいと考えております。

< 補強 >

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市（町村）として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

相談窓口の一本化や、土日祝や夜間における相談体制については、常時の対応は組織的に難しいですが、必要に応じて土・日・祝日や夜間に対応を行っているところであります。

本町の子ども食堂は、現在4か所で実施しておりおます。本町としましては、食の支援として「子ども食堂開設運営費補助金」を創設し、町内において子ども食堂を開設運営しているボランティア団体等に対して補助を行っているところであります。また、教育機関との連携により、一部の子ども食堂開催の際は、子どもの居場所づくりの観点から、子ども食堂実施場所と隣接している本町児童館を開館し、小学校低学年までが利用できる小さい遊具を設置した広場や図書室、自習室を開放しているところであります。

また、民間企業との連携については、各子ども食堂において、食材等の支援を受けており、また、子ども食堂同士のネットワークにより支援を受けた食材の提供を行っているところであります。

< 継続 >

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推

進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

本町におきましても、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、広報誌、ホームページ及びパンフレット等において通告義務に関することや児童虐待防止の呼び掛け等について掲載しております。また、本町は、母子健康包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合拠点（児童虐待部門）が同一組織となっているため、共通認識のもと連携を図り取り組んでいるところです。増加する相談業務に対応するため、社会福祉士の相談員を増員し体制の強化を図っております。また、担当職員におきましては各種研修会に参加しており、関係機関の職員に対しては毎年児童虐待防止月間に研修を行っております。新型コロナウイルス感染症感染拡大により、在宅時間の増加による事案が懸念されていることに対しては、各関係機関共通認識のもと支援を要する家庭への電話連絡や家庭訪問を行う等、早期発見による未然防止に努めているところです。

<新規>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

現在、それぞれの部局において、把握した事案について、関係機関が連携し対応を行っている状況であります。小中学校では、子どもたちの相談にのるスクールカウンセラーを配置し、相談機能を強化するとともに、福祉部局（児童家庭支援拠点）やスクールソーシャルワーカーと連携し支援を行っているところであります。子どもや家族が、支援が必要な状況であることを認識していない場合が多いことから、引き続き連携を強化し、自治体が提供する福祉のサービスにつなぐ等、それぞれの部局において体制強化を図ってまいります。

<継続>

(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPO

などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

自殺の多くは、経済問題、健康問題、家庭問題等の複数の要因が複雑に絡み合っ
て起きていることから、本町では、「生活困窮者」、「高齢者」、「勤労者」、「子ども・若者」
を自殺リスクが高い層として捉えており、リーフレット等による相談機関や LINE 等の
SNS を利用した相談の周知を行っており、相談があった際には、関係機関と連携し、関
係機関・団体が相互に、かつ、密接に連携・協力できるよう、支援を行ってまいります。

また、研修等の充実といたしまして、見守り、寄り添い、支える人材の育成として、
住民等へのゲートキーパーの研修を行い、身近な人の悩みや問題に気づき、連携を図れ
るよう取り組んでまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

< 継続 >

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の
長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時
間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に
確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を
進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャル
ワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材
確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

少人数学級による子どもの質を高めるために、教員や支援員の確保が重要であると認
識しておりますが、町独自の加配措置は困難であり、府の基準に基づき配置してありま
す。今後も町村教育長会を通じ、府教育委員会を通して働きかけてまいります。なお、
1 学級の通常学級在籍児童と支援学級在籍児童の合計が「公立義務教育諸学校の学級編
制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める標準を超える場合、町単費で 1 名の非
常勤講師を配置して、少人数学級編制を実施しております。

教職員の長時間労働については、平成 29 年度 2 学期より、各校で全校一斉退庁日を、
中学校ではノークラブデーを実施しております。また、勤務時間管理は、令和元年度の
2 学期よりタイムレコーダーを導入することで、職員の勤務時間を正確に把握し、適正
に管理しております。

また、昨年度から大阪府の事前任用制度を小学校にて活用し、教職員の欠員対策を行
っております。

スクールカウンセラーにつきましては、3 校すべてに配置し、スクールソーシャルワ
ーカーにつきましては、中学校を拠点として配置しております。

< 継続 >

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。ま
た、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創

設を検討するなど、新たに市（町村）独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

奨学金等を利用して大学を卒業した者が、奨学金の返済をしたくてもできない現実が起こっております。このような状況から、生活の実態に応じた返還制度の導入を検討されるよう訴えてまいります。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について（★）

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

働くことに関する知識を深め活用できるよう、中学2年生において、職業講話の時間を設定し、働くことの意義や知識を学ぶ場としております。

<新規>

(4) 消費者教育の拡充推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講ずること。

消費者問題が複雑・多様化しており、若年層においても被害に遭う恐れがあるため、本町におきましては、毎年、義務教育段階の小・中学生に対して、消費生活専門相談員の助言を受け、小中学生が興味を持って学べるような啓発物品を配布しております。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講ずること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

ヘイトスピーチやインターネット上の部落差別事象については、人権を踏みにじる重大な行為であると認識しております。本町では、平素より広報誌やホームページ等を通じて住民への啓発・周知の徹底を図るとともに、関係機関や広域で情報交換・連携を密にとり、人権差別解消に向けて取り組んでいるところです。

< 継続 >

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市（町村）一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNPOや有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市町村にも条例設置をめざすこと。

大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度が施行されている一方で、単独町村では判断が難しい面がありますが、引き続き、性的マイノリティの人権問題に関する法制度の確立に関して、市長会・町村長会を通じて国等へ要望してまいります。また、定期的に広報誌に掲載する等の啓発にも、引き続き努めてまいります。

< 継続 >

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市（町村）民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

就職差別については、職業選択の自由を著しく阻害するものとして決して許されるものではありません。本町としましては、毎年、忠岡町人権協会、忠岡町企業人権推進協議会を中心に、啓発や研修を行っているところであり、部落をはじめ、性差、個人的信条に関する面接時の不適切な質問等についても周知徹底を図っています。また、忠岡町商工会とも情報共有を図っているところです。

< 継続 >

(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうる事から、必要な支援を行うため、大阪府に対しても、財政支援を強力に求めること。

現在、国においては、新型コロナウイルスの5類移行に関する議論が始まっており、移行が決まれば、現行の感染症対策に加え、医療費等の公費負担が生じることで地方自治体の財政を圧迫する恐れがあることから、適切な地方財政措置がなされるよう、国や府に要望してまいります。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

情報格差については、障がいをお持ちの方にも「使いやすい、分かり易い」を基本に推進されるものであり、引き続き、近隣市町村とも連携し、市長会や町村長会への要望等を行ってまいります。また、できる限りオンラインによる会議の推進を図ることが、感染拡大防止や時間・経費の削減にも通じるとともに、情報の共有化が図れるものと認識しており、限られた予算ではありますが、推進してまいりたいと考えております。

<新規>

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

マイナンバー制度の取得等の周知につきましては、役場での各種啓発、広報誌やホームページでの啓発等とあわせて、町行事における特設啓発コーナーの設置等に取り組んでいるところです。

<継続>

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

選挙の投票率向上における取り組みについては、選挙人が投票しやすい環境をつくることが重要であると考えています。期日前投票所は、交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとされていることから、頻繁に人の往来がある施設等に設置することは有効でありますので、期日前投票所は、役場庁舎に設置しております。また、投開票の手法につきましても国の動向や他の団体の動向等も注視しながら対応してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「**おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**」による「**パートナーシップ事業者**」を拡大していくため、**外食産業をはじめとする食品関連事業者**に積極的な働きかけを行うこと。また、市（町村）民に対し「**食べ残しゼロ**」を目的にした「**3010 運動**」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「**食べきり**」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「**持ち帰り**」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

大阪府の推進する食品ロス削減に係る取り組みについては、広報誌等を通じて啓発・PRを実施いたしました。また、本町独自の取り組みとして、平成 28 年度よりごみ減量化の推進を目的に、日常の調理方法で生ごみを減らす方法を紹介する「**エコクッキング**」を実施しております。

今後も引き続き、食品廃棄物の削減のため、住民に向けて広く周知を行うとともに、「**エコクッキング**」等の取り組みを通じて食品ロスの削減について啓発してまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019 年 5 月に成立した「**食品ロス削減推進法**」に則り、**フードバンク**に対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍における**フードバンク活動団体**が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「**フードバンクガイドライン**」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

関連部署と連携し、地域社会における**フードバンク活動**への理解を深めていけるよう、事業所や住民等への周知を図ってまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の**悪質クレーム（カスタマーハラスメント）**の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市（町村）独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策として、倫理的な消費行動をうながすための方策を消費生活相談員や各関係者と検討していくとともに、リーフレットを配架する等の啓発に努めてまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

年々巧妙化する特殊詐欺や還付金詐欺による被害を防ぐため、広報誌や回覧板、ホームページを通じ、被害防止の啓発を行うとともに、本町防犯委員会では一般住民を対象にした防犯講演会を開催する等、住民が犯罪に巻き込まれることのないよう、取り組みを進めてまいります。また、広報誌は幅広い世代に対して有効な情報伝達手段であることから、引き続き広報誌を活用した啓発活動を実施してまいります。

<継続>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市（町村）民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

本町では、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第4次忠岡町地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、大阪府の取り組みと連携して住民・事業者への周知を実施しております。

また、現在「第4次忠岡町地球温暖化対策実行計画」の中間見直しを実施しており、前回計画における中間削減目標の達成状況をモニタリングするとともに、取り組みの有効性を精査し、2030年の目標達成に向けた計画へと改定を行います。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対

する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

環境省より発表されている「自治体排出量カルテ」等の統計データを調査分析するとともに、国からの脱炭素に係る交付金等を勘案し、施策の実現可能性について検討を行います。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

本町においては、鉄道駅が高架化されていないためエレベーター等の財政支援措置は必要ないと考えております。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市（町村）や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

ホームドア等の財政支援措置及び「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支える仕組み」の方策については近隣市の動向を注視してまいります。

<新規>

(3) 交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底、必要に応じて取り締まりの強化を図ること。

自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底については必要に応じて警察に要請するとともに、取り締まりの強化についても依頼してまいります。

<継続>

(4) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

忠岡町交通安全プログラムにおいて保育所（園）関係者及び関係部署との意見交換を踏まえ「キッズゾーン」の必要性を協議し、また、自動車、バイク、自転車等の運転手には交通安全運動等を通じて注意を呼び掛ける啓発を実施してまいります。

また、交通安全設備の設置に関しては、同プログラムにおいて危険度や施行内容を協議し、対応してまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市（町村）民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市（町村）民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

本町では、令和4年3月にハザードマップ及び防災マニュアルを包含した「総合防災マップ」を作成し、全戸配布を実施いたしました。また、複数の町内自主防災組織を対象に訓練を実施する等、住民の防災意識向上に向けた啓発活動に取り組んでおります。令和5年2月には防災講演会の開催を予定しており、自助・共助の視点を取り入れた住民参加型の取り組みを進めております。

避難行動要支援者に対しては、各地区自治会と共同して緊急時における連絡体制の構築を図る等、安全・安心のまちづくりに向け取り組みを進め、災害時の被害減少を目指してまいります。

本町ホームページについては、重要な情報提供ツールであることから、災害発生時には特設ページを設ける等の対応を行うとともに、LINE等のSNSを活用した情報提供も行ってまいります。

コロナ禍における防災対応については、それぞれのステージを見極めながら、適切な対応を行えるよう、取り組みを進めてまいります。

<継続>

(6)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

地震発生時における初動体制の重要性は認識しており、大規模地震発生時では道路の遮断や交通機関の不通等も想定されることから、職員に対しては平時から複数の登庁ルートを確認するよう通知を行う等、人員体制の確保に向けた取り組みを行ってまいります。また、非常事態時における近隣自治体との連携については、今後定期的な会議等において意見交換を図ってまいります。本町のような小規模市町村では職員数も限られており、行政のみで応急対策を担うには限界があることから、自主防災組織・住民・事業者の参加型訓練を実施する等、地域の防災力向上につながる取り組みを検討してまいります。

また、災害ボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会と協定を締結しており、平時から情報交換を行う等の関係構築を引き続き保ってまいります。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

全国各地で毎年大規模な風水害が発生しており、本町におきましては河川の氾濫防止対策として川床の浚渫等について大阪府に要請するとともに、大阪府と合同での河川巡視を行う等、引き続き災害の未然防止に向けた対策を講じてまいります。また、ハザードマップは令和4年3月に改訂し、全戸配布を実施しました。引き続き、正確な情報提供や迅速な避難行動を呼びかける等、住民の防災意識の向上を目指してまいります。

< 継続 >

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市（町村）民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市（町村）民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

近年、災害の大型化が進む中、大阪府では大規模災害が発生もしくは迫っている際に、学校や仕事等の日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されております。災害モード宣言が発令された場合は、住民に対し、自身の身の安全確保を呼び掛けてまいります。また、避難所開設にあたっては検温の実施や消毒液の配備、間仕切りの設置等コロナウイルス感染拡大防止策を図ってまいります。

(8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

< 継続 >

①鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

公共交通機関の早期復旧の重要性は認識しているところであり、関係機関との連携構築に向け、取り組んでまいります。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

公共交通機関に限らず、暴力のない「安全・安心なまちづくり」の確立に向け、警察・関係団体と協力し、広報誌等での啓発にも努めてまいります。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。既存路線の維持のため、国や大阪府に対して補助金を求めるなど、交通インフラの維持をはかること。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児・未就学児等の方々が町内福祉施設等をより利用しやすくするために福祉バスを運行しており、駅や買い物等への交通手段としても利用いただいております。

その他につきましては、行政としましても近隣の動向を調査・研究してまいります。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者が水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

大阪府域の水道事業の効率化や運営基盤の強化を目的として、本町水道課は平成 31 年 4 月 1 日に大阪広域水道企業団と統合いたしました。従いまして、水道事業に関する運営方法等については大阪広域水道企業団に一任しておりますが、本町としましても水道事業について引き続き協力してまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について (★)

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

本町におきましては、公立病院がないため、コロナの陽性患者の受け入れは難しい状況であり、新たな感染症の拡大等の緊急時における医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を行うことについて、大阪府へ求めてまいります。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市（町村）民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、都道府県の役割は、「感染症法に基づく患者数の把握や患者・濃厚接触者への対応を行う。」とあります。このことから、感染者を受け入れる宿泊施設や電話等の相談体制につきましては、都道府県（保健所）の役割となっております。ただし、新型コロナウイルス感染症を含めた新型インフルエンザ等対策を推進するためには、国・都道府県・市町村が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、電話等による相談支援につきましては、大阪府の資料に基づき対応を行っているところであります。

<継続>

③ PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、

感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、都道府県の役割は、「感染症法に基づく患者数の把握や患者・濃厚接触者への対応を行う。」とあります。このことから、感染が疑われる方への PCR 検査の実施の判断は、これまで保健所対応でありましたが、インフルエンザとの同時流行前である令和 2 年 11 月より、本町、泉大津市医師会、和泉保健所が協力して、新型コロナウイルス PCR 検査体制を整備し、まず、身近なかかりつけ医等に電話相談を行った上で感染の疑いがあると判断された方に、唾液による PCR 検査を実施しているところでもあります。濃厚接種者において検査を行うことやクラスター発生を未然に防止する措置を推し進めること、希望する労働者が定期的な検査を受けることが可能な体制の整備をすること等につきましては、町での対応は体制及び予算を考慮すると難しいため、国または都道府県等での対応となるよう要望してまいります。

< 継続 >

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

感染防止のために公立幼稚園、保育所、小学校、中学校には必要な消耗品や備品を購入しており、民間こども園に対しては補助金を交付して消耗品等の購入に役立てております。

< 継続 >

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市（町村）民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

行政からの一方通行の情報伝達に終わることのないように、対応の最前線におられる医療機関、福祉・介護関係等のエッセンシャルワーカーの皆様と情報連携を密にする中、より客観的な根拠の構築に努力してまいります。

また、休業要請については、本町は原則大阪府発出のレベルにあわせて実施しておりますが、忠岡町商工会などの業界団体を通じて、その検証などについて情報収集を図ってまいります。あわせて、引き続き、忠岡町公式ホームページや広報誌を通じても周知を図ってまいります。

<補強>

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制の構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市（町村）民に対する正確な情報提供を行うこと。

新型コロナウイルスワクチン接種については、現在、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施しておりますが、住民が接種するにあたり十分な量を確保できている状況であります。交差接種の安全性や小児接種、また、新たに始まった乳幼児接種の効果等を分かりやすく情報発信することについて、努めてまいります。

また、副反応について、未知で不安を感じている方も多いと思われるため、情報収集及び情報提供を行ってまいります。

<継続>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

保健所機能の強化につきましては、今後、第8波の到来等再び感染が拡大する局面も見据え、これまでの取り組みで浮き彫りになった課題（人材の確保を含めた体制整備等）を踏まえ即応体制の整備が必要であると考えます。

本町としましても、機会があれば大阪府へ保健所の機能強化について求めてまいります。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市（町村）民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市（町村）民に対する啓発活動を行うこと。

啓発につきましては、世界人権宣言泉北三市一町連絡会等、広域の取り組みも展開しており、広報誌等の媒体による啓発を実施しているところです。あわせて、接種はあくまでも個人の判断によるものとの啓発を徹底しているところです。なお、相談につきましては、引き続き関係機関とも連携し、しっかりと寄り添えるよう徹底してまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について（★）

<継続>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

従業員の雇用維持を図るために助成される雇用調整助成金及び営業時間短縮等協力金等に関する情報について、広報誌及びホームページを活用して事業者にわかりやすく周知するとともに、窓口や電話での相談に対応いたします。

また、助成金等の申請手続きについては、商工会と協力し、実施可能なサポートを行ってまいります。

<継続>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

新型コロナウイルス感染症に係る支援等について、広報誌及びホームページを活用して事業者にわかりやすく周知するとともに、窓口や電話での相談に対応いたします。

また、助成金等の申請及び社会保険労務士との相談業務につきましても、商工会と協力し、実施可能なサポートを行ってまいります。

<継続>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、失業や休業を余儀なくされた多くの方等への相談や支援の充実は、経済的、社会的な自立に向けた支援となります。

生活が困窮されている方への支援につきましては、本町では、大阪府自立相談支援機関であります「はひと・ほっと相談室」の相談支援員が、定期的な相談日により、対応いただいております。また、相談日以外の相談があった場合には、職員が必要に応じ、「はひと・ほっと相談室」等の関係機関と連携し対応を行っております。

住居確保給付金や緊急小口資金・総合支援資金につきましては、広報誌やホームページにて周知を行い、また、支援や手続きに対しましては、必要に応じ要望してまいります。

<継続>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

中小・零細事業所において、新型コロナウイルス感染症による影響は大きなものであると認識しております。また、各事業所が、コロナ以前の水準に回復するまでには時間が必要ではないかと考えておりますので、新たな支援制度や補助金の創設等につきましては、国の動向を注視するとともに、関係機関等と協議・連携し、要望を行ってまいります。

8. 大阪南地域協議会統一要請【3項目】

<一部修正>

(1) ゴミ袋の有料化について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、結婚・出産等に一定数の配布をするなど、市民サービスの充実について努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのかそれぞれ具体的に推移を含め示されたい。

現在、忠岡町では、満2歳未満までの乳幼児がいる世帯に45ℓの有料ゴミ袋120枚、また在宅に置いて紙おむつを常時使用している方を介護している世帯、在宅に置いて腹膜透析を行っている世帯、日常生活用具の給付を受けている身体障害者（児）のうち、ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）、または紙おむつ等の給付を受けている身体障害者（児）がいる世帯に対しても45ℓの有料ゴミ袋を毎年、最大で60枚配布しています。

また、本町においては戸別収集を行っており、高齢者・障がい者の方においても比較的バリアの少ない収集形態となっております。要請にありました「ふれあい収集」等の独自施策につきましては、住民要望等を踏まえて必要に応じた検討を実施してまいります。

<新規>

(2) 各自治体におけるインフラ施設の維持管理について

各自治体の厳しい財政状況のなか、老朽化したインフラ設備の維持管理について、上下水設備及び道路等、更新事業に取り組まれていることと考えますが、クリーンセンター（ゴミ焼却施設）・し尿処理施設等の維持・建設の考え方について、今後の展望を示されたい。

忠岡町クリーンセンターは昭和61年の稼働開始後も設備更新工事を続けてきましたが、老朽化が進んでいる状態です。運転管理契約が終了する令和6年3月以降の運営方式について、現在検討を進めております。

また、し尿処理施設は現在休止しており、泉北環境整備施設組合に処理を委託しております。今後も引き続き近隣市との広域処理を行っていく予定です。

<新規>

(3) 今後想定される災害や感染症への対応について

①現在、各自治体において進められている南海トラフ地震への対応に加え、線状降水帯が発生した場合の初動対応について、全ての被災者（他の自治体住人を含む）の受入体制を示されたい。

②新型コロナウイルスでの対応を振り返り、今後未知のウイルスが発生・蔓延した場合の対応等、自治体の諸課題を示されたい。

①線状降水帯の発生が見込まれる際には、早め早めの避難を呼びかけるとともに、早期の避難所開設に努める等、安全・安心の確保に取り組んでまいります。

②命を守ることを最優先と考え、罹患した場合でも安定した医療が提供されるよう、国・府や近隣市町、関係機関と連携し、予防及びまん延防止等の感染拡大防止策を講じることができるよう、体制整備に努めてまいります。

9. 泉州地区協議会独自要請【2項目】

<継続>

(1) 地域振興策について

新規企業誘致の施策について、優遇税制や資格取得の補助等、有益な制度があるが、情報伝達に関して不十分と感じています。SNSやLINEの活用促進で情報伝達を強化すること。

ホームページリニューアルにともなって、情報伝達が強化されるものと考えております。

また、商工会とも連携を図りながらLINE、SNSやホームページ等を広く活用し情報発信してまいりたいと考えております。

< 継続 >

(2) 安心安全な街づくりについて

大規模災害時において、情報提供はどの世代に対しても早急に行う必要があります。SNSやLINE等の情報を取得できるよう町民に登録を促進すること。

また、登録者増加数を示すこと。

LINEの活用強化について、引き続き検討してまいります。

以上